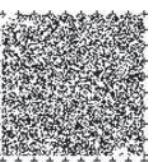
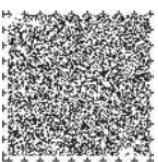


参考



久留米市新総合計画第4次基本計画策定 全体スケジュール

年度	月	策定項目	市民	庁内組織	総合計画審議会	市議会		
平成二十九年度	6月	基礎調査実施 政策評価実施	【6~7月】 市民意識調査	基礎調査の実施 政策評価の実施				
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
平成三十年度	4月	基本方針策定	次期基本計画策定に当たっての市の基本方針の作成 次長等会議の開催	策定会議、幹事会の発足 次期基本計画策定に当たっての市の基本方針の策定 前期事業計画の検証 次期基本計画素案の作成	【10月】 政策評価報告 基本方針説明			
	5月							
	6月	次期基本計画素案作成	【12~1月】 市民提案募集 【12~2月】 関係団体との意見交換		【11月】 審議会発足 諮問			
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月				【3月】 次期基本計画素案の審議			
	12月							
	1月				【3月】 進捗状況報告			
	2月							
	3月							
令和元年度	4月	第4次基本計画素案作成	第4次基本計画素案の調整 第4次基本計画原案の作成	【7月】 第4次基本計画素案の審議	【7月】 進捗状況報告			
	5月							
	6月	第4次基本計画原案作成		【10月】 第4次基本計画原案の審議	【10月】 進捗状況報告、意見募集開始等の報告			
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月	第4次基本計画策定		【11~12月】 パブリックコメントでの意見を踏まえた第4次基本計画原案の修正	【2月】 第4次基本計画の策定			
	12月							
	1月	事業計画策定			【2月】 答申			
	2月							
	3月							

第4次基本計画策定における市民参画の状況

第4次基本計画の策定にあたっては、多くの市民の皆さんの意見や提案を反映させるため、次のような市民参画の機会を設けました。

1 まちづくりの意見募集の実施

「住みやすさ日本一に向けて、久留米市がこれから取り組むべきこと」について、市民の皆さんから広くご意見をいただくため、まちづくりへの意見提案を募集しました。

(1) 募集期間：平成30年12月1日(土)～平成31年1月31日(木)

(2) 応募者数：26名(市内24名／市外2名)

(3) 応募件数：45件(分野別90件)

(4) 実施方法：本庁、各総合支所・市民センター、市ホームページ等で応募用紙を配布し、郵送、持参、ファックス、電子メール、電子申請により受付。あわせて、SNS等を利用した情報発信により、幅広い年代への周知を行いました。

2 関係団体懇談会「くるめのこれからを語ろう！」の開催

第4次基本計画策定にあたり、関係団体の意見反映及び関係団体との連携強化に資することを目的として、関係団体との懇談会を開催しました。

(1) 開催期間：平成30年12月19日(水)～平成31年2月13日(水)

(2) 開催回数：10回

(3) 出席団体数：96団体

(4) テーマ：「住みやすさ日本一に向けて、久留米市がこれから取り組むべきこと」

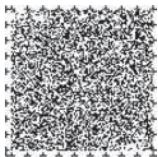
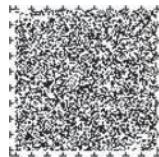
(5) 意見数：282件

3 パブリック・コメントの実施

第4次基本計画(案)について、市民の皆さんから広くご意見をいただくため、意見募集(パブリック・コメント)を実施しました。

(1) 募集期間：令和元年11月11日(月)～令和元年12月10日(火)

(2) 意見数：44件(3名・5団体)



久留米市総合計画審議会規則

昭和45年4月21日
久留米市規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)第3条の規定に基づき、久留米市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ総合計画に関する事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 市教育委員会委員

(3) 市農業委員会委員

(4) 市職員

(5) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員

(6) 学識経験者

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、第2条に定める諮問にかかる事務が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年7月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年4月1日規則第17号附則第3項)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年9月14日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第134号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

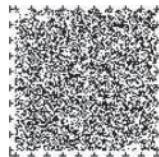
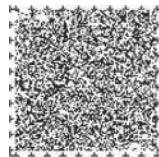
附 則(平成23年3月30日規則第41号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

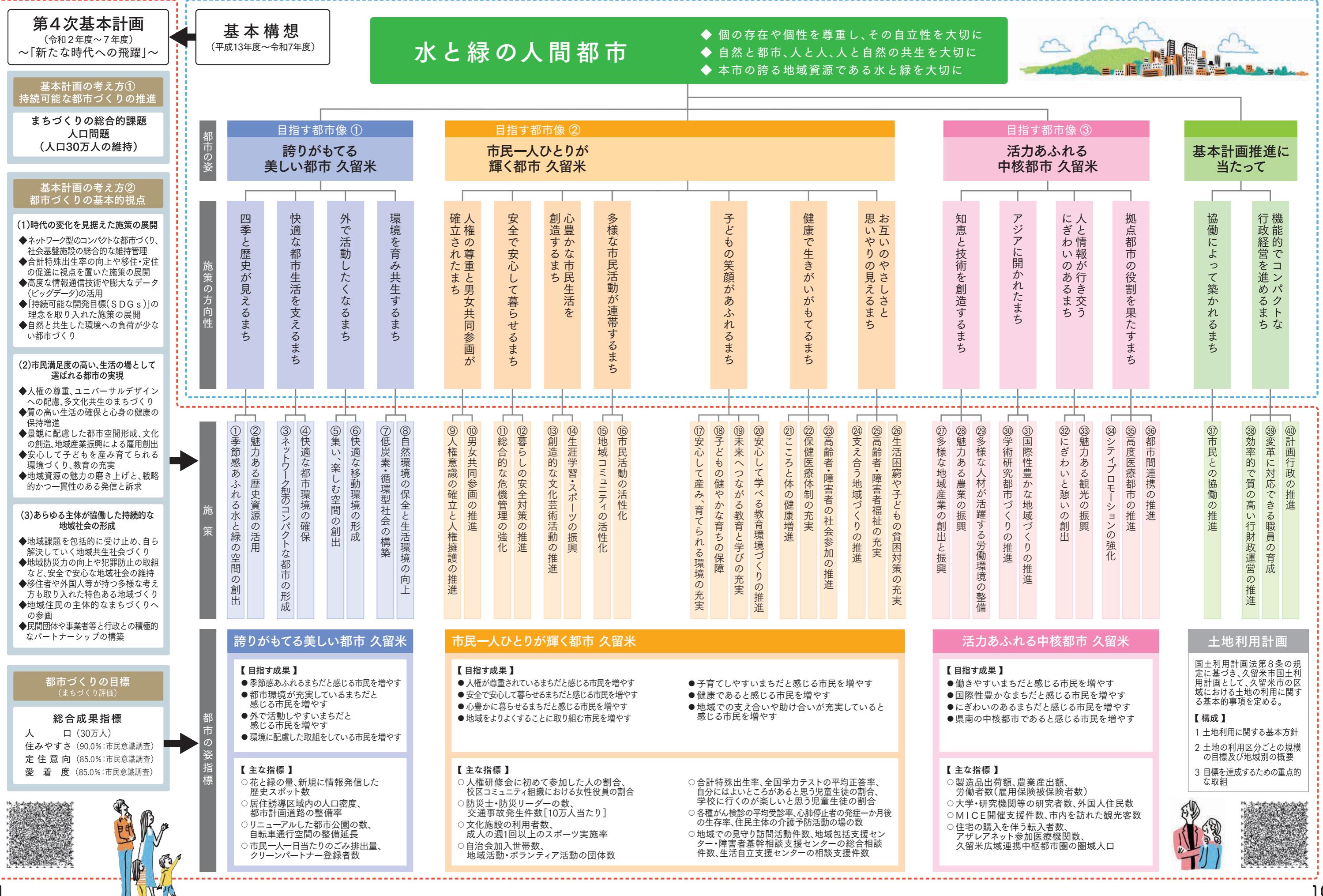
久留米市総合計画審議会委員名簿

役職名	氏名
久留米市議会議員	原口和人
久留米市議会議員	田中功一
久留米市議会議員	山田貴生
久留米市議会議員	早田耕一郎
久留米市教育委員会教育委員	江頭理江
久留米商工会議所専務理事	穴見英三
久留米市農業協同組合代表理事専務	家永光啓
久留米市校区まちづくり連絡協議会副会長	深山和義
久留米市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会長	合原久美子
久留米市人権啓発推進協議会副会長	古賀晃
久留米男女共同参画推進ネットワーク事務局長	吉岡マサヨ
一般社団法人久留米青年会議所副理事長	小松宏吉
NPO法人久留米ブランド研究会事務局長	矢次恵美子
久留米大学副学長	荒井功
久留米工業大学教授	大森洋子
九州産業大学准教授	山下永子
筑紫女学園大学非常勤講師	武藤桐子
LOCAL&DESIGN(株)代表取締役	高山美佳
久留米移住計画代表	半田啓祐

(令和2年2月18日 答申時点)



久留米市新総合計画



久留米市新総合計画

第4次基本計画

発行者 久留米市

発行 令和2年3月

企画編集 久留米市総合政策部総合政策課

〒830-8520 久留米市城南町15番3

TEL(0942)30-9112 FAX(0942)30-9703

ホームページアドレス

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

